

佐賀市マンション管理計画認定制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(事前確認適合証の交付)

第3条 管理組合の管理者等は、法第5条の3第1項に規定する認定の申請をしようとするときは、当該申請を行う前に、あらかじめ、公益財団法人マンション管理センター（以下「センター」という。）が発行する事前確認適合証の交付を受けておかなければならない。

(認定の申請)

第4条 管理組合の管理者等は、法第5条の3第1項に規定する認定の申請を、センターが提供する管理計画認定手続支援サービスにより行うものとする。

2 認定の申請の際には、規則第1条の2第1項に規定する認定申請書（規則別記様式第1号）の正本及び副本並びに添付書類（前条の事前確認適合証の交付を受けたものと同一のものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。

3 規則第1条の2第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、前条に規定する事前確認適合証の写しとする。

4 法第5条の6第1項に規定する認定の更新の申請は、前3項の規定を準用する。

(認定の通知)

第5条 市長は、前条の申請に係る管理計画が法第5条の4に規定する認定基準に適合すると認めるときは、速やかに、その旨を規則第1条の6に規定する認定通知書（規則別記様式第1号の2）に前条の認定申請書の副本及びその添付書類を添えて、当該管理組合の管理者等（以下「認定管理者等」という。）に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項に規定する認定の更新の申請についても準用する。

(認定しない場合の通知)

第6条 市長は、第4条の申請に係る管理計画が、法第5条の4に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、速やかに、その旨をマンション管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により、当該申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、法第5条の6第1項に規定する認定の更新の申請及び法第5条の7に規定する変更の認定の申請についても準用する。

(管理計画の変更)

第7条 認定管理者等は、認定を受けた管理計画に係るマンション（以下「管理計画認定マ

ンション」という。)の管理計画を法第5条の7の規定により変更(規則第1条の9に規定する軽微な変更を除く。)しようとするときは、規則第1条の10に規定する変更認定申請書(規則別記様式第1号の5)の正本及び副本並びに添付書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出するものとする。

(変更の認定の通知)

第8条 市長は、前条の申請に係る管理計画が法第5条の4に規定する認定基準に適合すると認めるときは、速やかに、その旨を規則第1条の11に規定する変更認定通知書(規則別記様式第1号の6)に前条の変更認定申請書の副本及びその添付書類を添えて、認定管理者等に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 第4条又は第7条の申請をした者は、当該認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(管理の取りやめ)

第10条 認定管理者等は、管理計画認定マンションの管理を取りやめようとするときは、管理取りやめ申出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(報告の徴収)

第11条 市長は、法第5条の8に規定する管理計画認定マンションの管理の状況について認定管理者等に報告を求める場合は、管理状況報告依頼書(様式第4号)により通知し、認定管理者等は、管理状況報告書(様式第5号)により市長に報告するものとする。

(改善命令)

第12条 市長は、法第5条の9の規定により改善命令をするときは、改善命令書(様式第6号)により行い、認定管理者等は、改善報告書(様式第7号)により市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、法第5条の10第1項の規定により認定を取り消すときは、法第5条の10第2項の規定により、速やかに、その旨を認定取消通知書(様式第8号)により当該認定管理者等であった者に通知しなければならない。

(管理計画認定マンションの公表)

第14条 認定申請をしようとする管理組合の管理者等が、認定を受けた際の公表に同意したときは、市長は、管理計画認定マンションの名称、マンションの所在地、管理計画認定日及び本市が付与する認定コード等を公表することができる。

(補則)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

マンション管理計画を認定しない旨の通知書

年 月 日

様

佐賀市長

下記の申請に係るマンション管理計画は、下記の理由により、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4に規定する認定基準に適合しないため、認定しないことを通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 理由

なお、この決定に不服がある場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀市長に対し審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求をしなくても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀市を被告として（訴訟において佐賀市を代表する者は佐賀市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第2号（第9条関係）

認定申請取下届

年 月 日

(宛先)佐賀市長

申請者 住 所
氏 名
連絡先

佐賀市マンション管理計画認定制度に関する要綱第9条の規定により、下記の管理計画の認定申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請年月日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 理由

様式第3号（第10条関係）

管理取りやめ申出書

年 月 日

(宛先)佐賀市長

認定管理者等 住 所
氏 名
連絡先

佐賀市マンション管理計画認定制度に関する要綱第10条の規定により、下記の管理計画認定マンションの管理を取りやめたいので、申し出ます。

記

1 管理計画の認定コード

2 管理計画の認定年月日

年 月 日

(変更の認定を受けた場合は、直近の認定コード・認定年月日を記載してください。)

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 理由

様式第4号（第11条関係）

管理状況報告依頼書

年 月 日

様

佐賀市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、下記の管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求めます。

記

1 報告を求めるマンション

(1) 管理計画の認定コード

(2) 管理計画の認定年月日

年 月 日

（変更の認定を受けた場合は、直近の認定コード・認定年月日）

(3) マンションの名称

(4) マンションの所在地

2 報告を求める内容

3 報告を求める理由

4 提出期限及び提出先

(1) 提出期限

年 月 日

(2) 提出先

様式第5号（第11条関係）

管理状況報告書

年 月 日

(宛先)佐賀市長

認定管理者等 住 所
氏 名
連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8の規定により、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を求められたため、下記のとおり報告します。

記

1 管理計画の認定コード

2 管理計画の認定年月日

年 月 日

(変更の認定を受けた場合は、直近の認定コード・認定年月日を記載してください。)

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 報告の内容

様式第6号（第12条関係）

改善命令書

年 月 日

様

佐賀市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、下記のとおり改善の措置を命じます。

記

1 改善の措置を命ずるマンション

(1) 管理計画の認定コード

(2) 管理計画の認定年月日

年 月 日

（変更の認定を受けた場合は、直近の認定コード・認定年月日）

(3) マンションの名称

(4) マンションの所在地

2 改善の措置の内容

3 改善の期限

年 月 日

なお、この決定に不服がある場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀市長に対し審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求をしなくても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀市を被告として（訴訟において佐賀市を代表する者は佐賀市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第12条関係）

改善報告書

年 月 日

(宛先)佐賀市長

認定管理者等 住 所
氏 名
連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9の規定により、改善の措置を命じられたため、下記のとおり報告します。

記

1 管理計画の認定コード

2 管理計画の認定年月日

年 月 日

(変更の認定を受けた場合は、直近の認定コード・認定年月日を記載してください。)

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 改善報告の内容

様式第8号（第13条関係）

認定取消通知書

年 月 日

様

佐賀市長

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の10第1項の規定により、下記の管理計画について認定を取消しましたので同条第2項の規定により、通知します。

記

1 管理計画の認定コード

2 管理計画の認定年月日

年 月 日

（変更の認定を受けた場合は、直近の認定コード・認定年月日）

3 マンションの名称

4 マンションの所在地

5 理由

なお、この決定に不服がある場合には、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀市長に対し審査請求をすることができます。

また、前記の審査請求をしなくても、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀市を被告として（訴訟において佐賀市を代表する者は佐賀市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。